

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗に係る届出事項の新設の届出があったので、次のとおり公告するとともに、届出書及び添付書類を縦覧に供する。

令和3年12月20日

江田島市長 明 岳 周 作

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称

（仮称）ドラッグコスモス江田島店

(2) 所在地

江田島市大柿町飛渡瀬字江口3377番9 外

2 届出事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者		住 所
名 称	代 表 者	
株式会社コスモス薬品	代表取締役 横山英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年8月18日

4 大規模店舗内の店舗面積の合計

1,502㎡

5 届出年月日

令和3年12月17日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

江田島市産業部交流観光課（江田島市大柿町大原505番地）

(2) 縦覧期間

令和3年12月20日から令和4年4月19日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、江田島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年4月19日（火）

(2) 提出先

〒737-2297

江田島市大柿町大原505番地

江田島市産業部交流観光課